第2回 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び

発生の防止に関する審議会

日時: 平成29年5月2日(火)

午前 10 時から 11 時 30 分まで

場所:横浜市開港記念会館 2階9号室

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議題
- (1) 平成28年度取組実績について
 - ア 各区の件数について
 - イ 条例 (第6条第3項) に基づく排出支援の実績について
 - ウ 一般廃棄物処理手数料の減免について
- (2) 平成28年度の取組を踏まえた今後の方向性について
- (3)「ごみ屋敷」推進体制と個別事案対策検討プロジェクトについて
- (4) その他

4 閉会

【資料】

- 資料1 各区の件数について
- 資料2 平成28年度条例(第6条第3項)に基づく排出支援の実績について
- 資料3 一般廃棄物処理手数料の減免について
- 資料4 平成28年度の取組を踏まえた今後の方向性について
- 資料5 いわゆる「ごみ屋敷」対策の推進体制について
- 資料6 支援から措置への考え方
- 資料7 今年度のスケジュール

横浜市建築物等における不良な生活環境の 解消及び発生の防止に関する審議会 委員名簿

氏 名	所属等
☆ たかみち 荒谷 孝道	横浜市町内会連合協議会
出石稔	関東学院大学副学長•法学部教授
。 常 恵美子	東邦大学看護学部教授
黒川 哲志	早稲田大学社会科学総合学術院教授
佐藤 麻子	弁護士(神奈川県弁護士会)
世邊 裕子	横浜市社会福祉協議会 地域活動部長
横塚靖子	横浜市民生委員児童委員協議会

(五十音順)(敬称略)

横浜市建築物等における不良な生活環境の 解消及び発生の防止に関する審議会 事務局名簿

区局名	補 職	氏 名
	局長	鯉渕 信也
伊克拉尔尼	地域福祉保健部長	佐藤 友也
│ 健康福祉局 │ │	福祉保健課 福祉保健センター担当課長	^{すずき のぶょし} 鈴木 宣美
	福祉保健課 人材育成担当課長	嘉代 佐知子
	局長	^{まなか} 、 さじま 尾仲 富士夫
資源循環局	家庭系対策部長	かなざわ きだゆき 金澤 貞幸
	業務課長	服部 敬久

各区の件数について

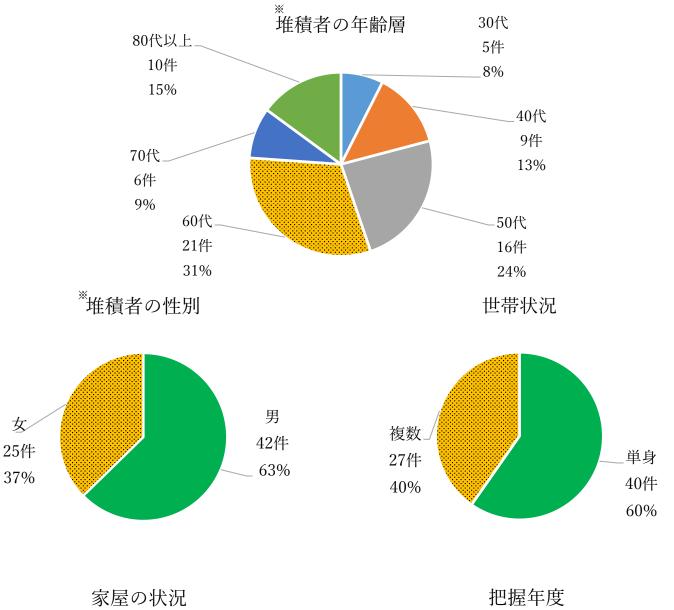
	(平成28年6月末時点)				(平成29年3月末時点)
区名	近隣に影響がある 不良な生活環境の件数	- 45-1-1-1田1房 <i>1</i> -	28年度中に把握した近 隣に影響がある不良な 生活環境の件数	近隣への影響 が解消等された 件数	近隣に影響がある 不良な生活環境の件数
全市合計	60	33	93	26	67

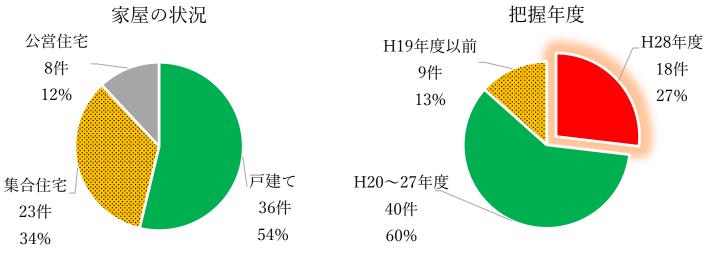
【区ごとの詳細】

【区ことの註	- тш ⊿				
鶴見	6	2	8	2	6
神奈川	5	1	6	3	3
西	3	2	5	0	5
中	15	5	20	4	16
南	5	3	8	3	5
港南	0	0	0	0	0
保土ケ谷	3	1	4	1	3
旭	9	4	13	4	9
磯子	2	2	4	0	4
金沢	4	0	4	2	2
港北	1	5	6	1	5
緑	1	1	2	1	1
青葉	0	2	2	1	1
都筑	0	1	1	0	1
戸塚	2	2	4	1	3
· · ·	1	1	2	0	2
泉	1	0	1	0	1
瀬谷	2	1	3	3	0

各区の件数について

近隣に影響がある不良な生活環境 67件の状況(平成 29年3月末調査)





※堆積者については主に堆積している人について集計

平成28年度条例(第6条第3項)に基づく排出支援の実績について (H29.3.31時点)

- ・平成28年度中、条例(第6条第3項)に基づく排出支援を行った件数は11件でした。
- ・18区中、7区で排出支援が行われました。
- ・11 件中、8件が一括の排出支援で終了、3件が分割で排出支援を継続中です。
- ・排出支援終了後は、いずれも近隣への影響が解消されています。

【排出支援が行われた11件の状況】

年齢

40代	50代	60代	70代	80代
1名	2名	3名	3名	2名

世帯の状況

単身	複数
11 件	0件

性別

男性	女性
8名	3名

家屋の状況

戸建て	共同住宅
3件	8件

〈考察〉

今後、実績を積み重ねる中で、支援へのつながりやすさや有効な支援方法など分析し、今後の支援に生かしていく必要があるが以下のように考察する。

- 高齢・障害支援課、生活支援課などが当事者に寄り添い、排出支援につなげること により、当事者及び近隣の生活環境改善につながった。
- 事前に工夫し、区職員と収集事務所職員が当事者の状況を共有したうえで排出支援を行うことにより、当事者の不安を和らげている。
- 事出支援後は、円滑に福祉サービスの導入を図るなど再発防止につなげやすくなっている。
- 堆積している人の状況に合わせて、数回に分けて排出支援を行えるようにしたこと も、片付けの動機づけにつながっていると考えられる。

排出支援の一般廃棄物処理手数料の減免について

1 減免決定件数

減免理由	内容	件数	総件数
生活保護	生活保護	7件	
局長が必要と認め	福祉保健センター長判断(※1)	1件	11件
たもの	要介護認定(※2)	3件	

- ※1 疾病により失業し、その後も就労できていない生活困窮者
- ※2 身体機能の低下、認知症などにより介護が必要な状態の方であって 自ら費用を負担し排出することができない方

2 搬入量および減免金額

	搬入量(kg)	減免金額(¥)
総 計	23,040	299,520
1件当たりの平均	2,095	27,229

平成 28 年度の取組を踏まえた今後の方向性について

(1) 医療連携

○本市は福祉部門が中心となり対策を進めている点で、排出支援後、円滑に福祉サービスの活用につなげるなど他都市に比べごみ問題を抱える人の福祉的支援が充実している。○一方、困難ケース対応のため、「ごみ屋敷」状態に至った背景にある疾患、発達障害などの精神的病理の調査、研究等への協力を得られるような仕組みの充実に向けて検討していく。

(2) 区局間・関係機関連携

○条例化により組織的な対応が可能になり、比較的短期間の内に、「ごみ屋敷」の発見から解消に至ったケースが出てきている。より一層、関係区局や関係機関との連携について検討を進めていく。

(3)地域支援のしくみづくり

- ○様々な人に、ごみの分別、排出に協力してもらえるような仕組みやルールの周知啓発 も、「ごみ屋敷」の発生の防止、予防的視点として重要である。
- ○社会福祉協議会や地域ケアプラザ、民生委員等に関わっていただき、地域支援のしく みの確立へつなげ、広く市民に理解、協力していただけるような周知啓発の在り方を検 討していく。

いわゆる「ごみ屋敷」対策の推進体制について

1 いわゆる「ごみ屋敷」対策推進会議

これまで条例等について検討してきた「ごみ屋敷対策検討プロジェクト」を発展的に解消し、区と局の関係者により構成する、対策全体の進捗管理等を行う会議を設置しています。

検討する事項
・市内の「ごみ屋敷」の現状に関する調査、分析
及び情報共有
・区局の体制や連携方法
・条例第7条から第9条までに定める措置に関
すること
・その他本市の「ごみ屋敷」対策推進のために必
要な事項

2 区対策連絡会議

区内の情報を共有し、「ごみ屋敷」の判定、対応方針や支援体制の決定、個別事案の進捗管理等を行う会議を各区に設置しています。

構成メンバー	検討する事項
・区長・区職員(部・課長級)	・各課の不良な生活環境に関する相談案件等の 状況把握及び情報共有・堆積者への支援等の統括・調査及び支援等の担当課の決定・不良な生活環境に関する判定・関係団体、その他関係者の意見把握・区局協議・その他区全体で共有し検討すべき事項の整理

3 個別事案対策検討プロジェクト

周辺への影響が大きく、解決が難しい事案について、区と局が一体となって、対応の方向性 やスケジュール、区局の役割分担等の検討や調整を行うプロジェクトを、個別の事案ごとに設 置しています。

構成メンバー	検討する事項
・当該区の関係部・課長	・個別事案の対応の方向性、スケジュール、区局
・健康福祉局	の役割分担等の検討・調整
・資源循環局	・措置の必要性についての検討
・その他関係局	・定期的な進捗確認

【設置及び会議の開催状況】

- ・現在1区で設置
- ・平成28年12月から平成29年4月までの間に計5回開催(うち2回は有識者が参加)

支援から措置への考え方 ~個別事案を参考に~

資料6

区役所が中心となり支援を実施

レベルを上げる際に 検討すべきポイント

(想定される状況)

<mark>レベル1</mark>・ごみが溜まるようになったきっかけや生育歴など、支援に必要な情報が収集でき ている。

支援の情報が収集でき、定期的なアセスメントの更新できている。

支援のための情報収集(本人、親族、近隣住民等への聞き取り等)

得られた情報から アセスメントし支援 につなげる

本人の困りごとに合わせた支援を実施

寄

IJ 添 った

支

援

レベル2 (想定される状況)

- 支援をとおして対象者との関係性が構築されている。
- 対象者の困りごとに添った支援を提供し、対象者との関係が継続できている

対象者と会える機 会の確保ができて いる

改善に向けた行動、 態度、状況の変化 がない

支援的な姿勢で区役所職員から条例の趣旨を説明し改善を促す

レベル3

(想定される状況)

- ・訪問又は区役所にお呼び出しするなどし、対象者に解消しなければならない状 況を理解してもらえるよう、支援的な姿勢で条例の趣旨を粘り強く説明している。
- 解消に向けて、排出支援の同意が得られるよう繰り返し説得している。

健康福祉局・資源循環局が中心となり指導を実施

指 導的

対

応

局職員から改善を指導する

(想定される状況)

- ・訪問又は市役所にお呼び出しする等し、条例の趣旨を説明したうえで、対象 者に解消に向けて具体的行動をとるよう対面による指導をおこなう。
- ・解消に向けて、条例上の排出支援を提示し、区役所へ相談するよう指導す
- ・任意の撤去協力を求める文書指導から、撤去を強く求め、改善されなけれ ば勧告することを予告するなど段階的に複数回実施することが想定される。

・レベル1~3の支 援が継続できている (対象者と信頼関係 構築できている)が、 改善に向けた行動、 態度、状況の変化 がない

・改善に向けた行動、 態度、状況の変化 がない

·レベル1~3の支 援が継続できている

改善に向けた行動、

態度、状況の変化 がない場合は、レベ

·レベル1~3の支

援が継続できている

ル6へ移行

レベル5

レベル4

勧告

(想定される状況)

複数回の文書指導を行ったにもかかわらず、なお解消されない場合は、期 限を定めて、書面により勧告する。

行

審議会に諮問

ノベル6 命令・代執行

【対応状況を確認する視点】

1 支援経過

支援対応チームと支援方針の内容、訪問等回数及び接触回数、訪問等の状況(働きかけの内容) 関係機関等の関わり状況、堆積者の主張や態度等

2 近隣住民への影響度合い

近隣住民からの相談件数や内容、近隣住民等の健康等に悪影響を及ぼしている状態 生命、身体又は財産に危険が及ぶ切迫度等

政 処 分

